

次期 地方独立行政法人堺市立病院機構中期目標の方向性と骨子（案）

(1) 中期目標の概要

法的根拠・・・地方独立行政法人法第25条第1項

策定意義・・・設立団体の長が、3～5年の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標を定め、これを法人に指示するミッション。
一番大きなPDCAサイクルの目標設定

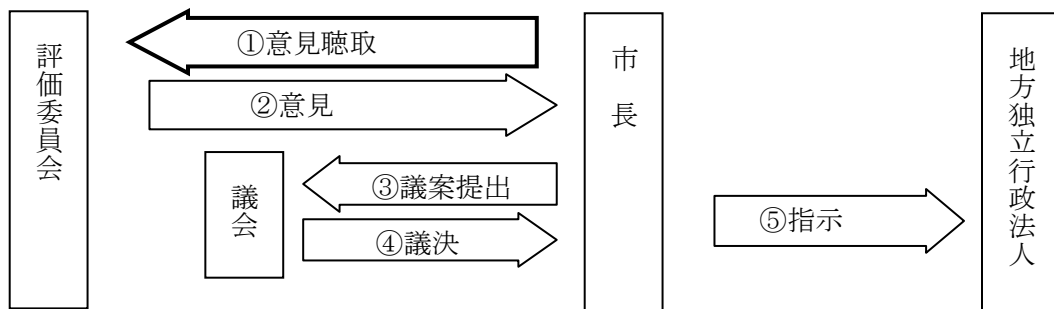
法定記載項目・・・地方独立行政法人法第25条第2項

- ①中期目標の期間
- ②住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- ③業務運営の改善及び効率化に関する事項
- ④財務内容の改善に関する事項
- ⑤その他業務運営に関する重要事項

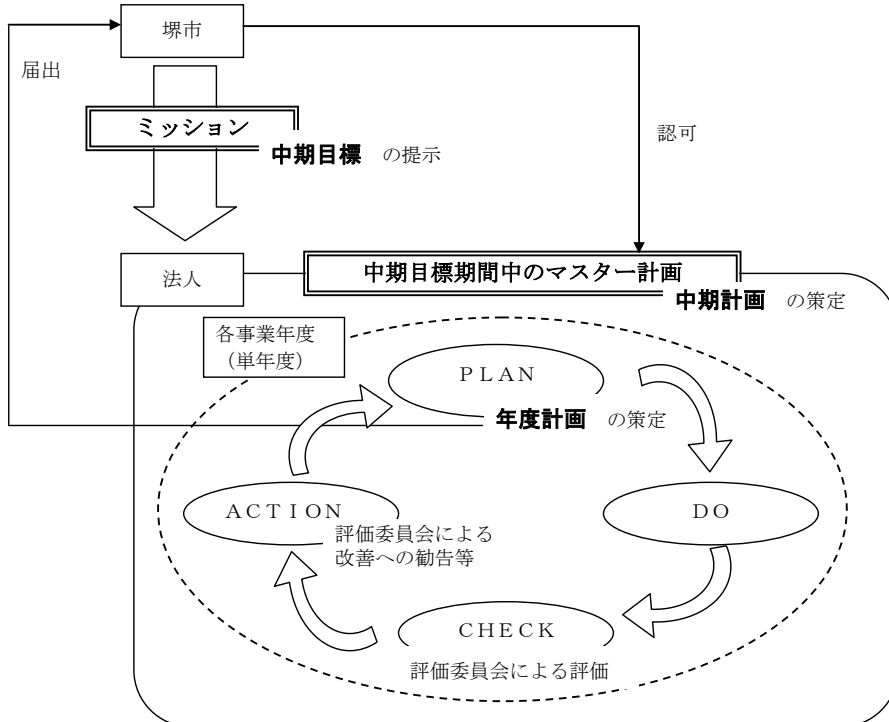
策定手続・・・地方独立行政法人法第25条第3項

→ あらかじめ、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て市長が策定

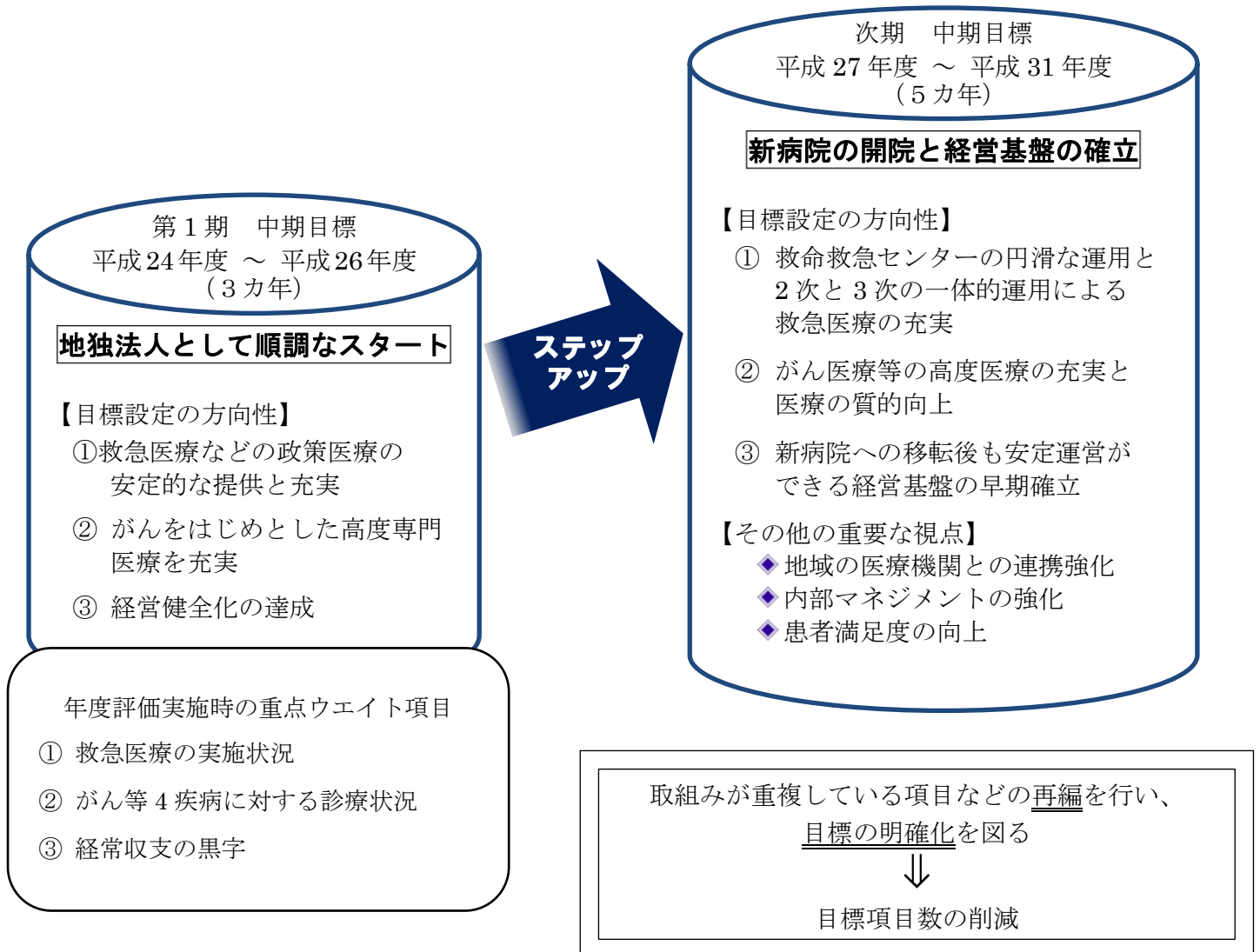
中期目標（第25条）



(中期目標と中期計画・年度計画の関連性)



(2) 次期中期目標の策定の方向性



(3) 次期中期目標の骨子(案)

大項目	中項目	目標の骨子、考え方
第1 中期目標の期間	平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	法人の自律的かつ自発的な業務運営には法規規定最長の5年間が最適
第2 市民に対して提供サービスその他の業務の質の向上に関する事項	市立病院として担うべき医療 (提供すべき医療の視点)	三次救急医療を含む救急医療、小児医療(小児救急を含む)・周産期医療、感染症医療、災害時医療など担うべき医療について記述
	高度専門医療の提供 (提供すべき医療の視点)	急性期病院として主要な疾患である「がん」、「脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病」及び地域の中核病院として果たすべき高度専門医療の推進について記述
	安全・安心で信頼される患者中心の医療提供 (医療の受け手側からの視点)	医療安全対策の徹底やコンプライアンス、患者視点による医療の実践や患者サービスの向上について記述
	地域医療への貢献 (保健衛生行政との連携の視点)	地域医療機関との連携推進、地域での医療従事者育成、予防接種などによる保健医療福祉行政等との連携と協力について記述
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	効率的・効果的な業務運営体制の構築 (内部マネジメントの強化の視点)	自律性・機動性の高い組織づくり、目標管理による効率的で質の高い経営、経営企画機能の強化及び業務改善に向けた外部評価の活用について記述
	やりがいを感じ、働きやすい病院づくり (職員満足度向上の視点)	キャリアアップを生む人事・給与制度の整備やワークライフバランスへの配慮など働きやすい職場環境の整備について記述
第4 財務内容の改善に関する事項	安定経営による病院運営 (経営の視点)	安定運営ができる経営基盤の早期確立について記述
第5 その他業務運営に関する重要事項	環境にやさしい病院運営	堺市が推進している環境都市の創設に向けた省資源、省エネルギーの推進などについて記述

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 市立病院として担うべき医療

(1) 救命救急センターを含む救急医療の提供

- 救命救急センターを円滑に運営し、365日24時間、三次救急医療の提供
- 他の救急告示病院との役割分担のもと、365日24時間、二次救急医療体制の維持と充実
- 二次と三次の一体的運用による救急医療の充実
- 救急ワークステーションとの連携によるメディカルコントロール体制における中心的な役割

(2) 小児医療・周産期医療

- 地域の医療機関との連携と役割分担に基づき提供する医療の充実
- こども急病診療センターや病院群輪番病院との役割分担と連携のもと、365日24時間、小児二次救急医療提供体制の確保と積極的な受入れ

(3) 感染症医療

- 感染症指定医療機関として新型インフルエンザ等の新興感染症のパンデミックへの対応も含め地域での中核的な役割

(4) 災害その他緊急時の医療

- 災害時等における積極的な医療提供及び訓練と備蓄

2 高度専門医療の提供

(1) がんへの対応

- 科学的な知見に基づく適切で良質な医療提供
- 国指定の地域がん診療連携拠点病院として質的向上に努め、地域の医療機関と連携し、がん相談や情報提供の実施
- 市が実施するがん対策等に関する施策への協力とがん予防への寄与

(2) 脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病への対応

- 地域の医療機関との連携、役割分担のうえ、高度専門医療の提供

(3) 質の高い高度専門医療の推進

- チーム医療の推進や医療センター機能の充実、強化
- 質の高い高度専門医療提供の推進
- クリニカルインディケーターやクリニカルパスの活用と充実による医療の標準化、見える化
- 新しい治療法を開発するための臨床研究及び新薬の治験の増加

3 安全・安心で信頼され患者中心の医療の提供

(1) 医療安全対策等の徹底

- インシデント及びアクシデントに関する情報の収集と分析による医療事故の予防及び再発防止
- 院内感染防止対策などの確実な実施による医療安全対策の徹底

(2) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

- 医療法をはじめとする関係法令を遵守及び行動規範と倫理に基づく適正な病院運営、個人情報の保護と管理の徹底

(3) 患者の視点に立った医療の実践

- 医療の中心は患者であることを常に認識し患者の権利と人格の尊重
- インフォームド・コンセントの徹底や患者視点からの環境整備
- 市立病院として地域で果たす役割や医療機能の積極的な情報発信

(4) 患者サービスの向上

- 患者が満足し、患者に選ばれる病院づくり及び患者視点のサービス向上のため、ボランティアとの協働推進

4 地域医療への貢献

(1) 地域医療機関との連携推進

- 市立病院として担うべき医療機能を発揮するため、地域の医療機関との連携や協力の推進
- 在宅医療については、関連機関との連携や協力を推進し、市立病院の機能に応じたネットワークの構築

(2) 地域での医療従事者の育成

- 臨床研修医や臨床実習生など、医療専門職の養成や医療従事者の育成に貢献

(3) 疾病予防の取組など保健医療福祉行政等との連携と協力

- 市民の健康増進を図るため、市が実施する各種検診や健康診断、予防接種などの予防医療を推進
- 市民を対象とした健康に関する保健医療情報の発信及び普及啓発に努めること。
- 市立病院として、医療、保健、福祉などの行政との連携及び積極的な協力

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 効率的・効果的な業務運営体制の構築

(1) 自律性、機動性の高い組織づくり

- 適切な権限配分と的確な業務運営体制の充実
- 患者動向や医療需要等の変化への対応による効果的な医療提供

(2) 質の高い経営

- 各診療科や各部門の業務分析や損益分析等により課題を把握した、PDCAサイクルによる目標管理の徹底
- 戦略的な病院経営をめざし、経営に関する企画立案機能の強化

(3) 外部評価等の活用

- 監事や会計監査人による監査結果等による業務改善

2 やりがいを感じ、働きやすい病院づくり

(1) 職員のキャリアアップを生む人事・給与制度の整備

- 職員の業績や能力を反映した客観的な人事評価制度の整備、運用
- 全ての職員のキャリアアップを支援し、「やる気と誇り」を持って働くことができる体制の整備

(2) 働きやすい職場環境の整備

- ワークライフバランスの推進
- 育児と仕事の両立や子育てをしながら働くための支援充実

第4 財務内容の改善に関する事項

1 安定経営による病院運営

- 安定した経営基盤の早期確立
- 増収と費用節減への取組み
- 今後の医療機器の更新など中長期的な設備投資を踏まえた自己財源の確保

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 環境にやさしい病院運営

- 省資源及び省エネルギーに取り組み、低炭素社会の形成に寄与する環境にやさしい病院運営

第1期から第2期中期目標への組換え状況一覧

現中期目標(第1期)

次期中期目標(第2期)

第1 中期目標の期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日(3年)

第1 中期目標の期間 平成27年4月1日～平成32年3月31日(5年)

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

